

令和5年6月30日

令和5年第2回神奈川県議会定例会

# 文教常任委員会報告資料

教育委員会

## 目 次

	ページ
I 新たな総合計画の策定について……………	1
II 令和4年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する 調査結果について……………	7
III 栄養教諭の配置拡充について……………	12
IV 神奈川県内の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）（素案）について…	13
V 令和4年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査結果等について……………	16

# I 新たな総合計画の策定について

## 1 趣旨

- 県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、2012（平成24）年に、2025年を展望した「かながわグランドデザイン 基本構想」（以下「基本構想」という。）及び「実施計画」を策定し、「基本構想」の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けて、様々な課題への対応を着実に進めてきた。
- 2022（令和4）年度に「第3期実施計画」の計画期間終了にあたって、「基本構想」と「第3期実施計画」の点検を行った結果、超高齢社会や本格的な人口減少社会の到来など予測していた社会が現実のものとして訪れ始めていること、世界中に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化など、予測し得なかった事態にも直面し、神奈川をとりまく社会環境は大きく変化したことを確認した。
- 今後、2040年頃には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、神奈川の高齢者数と高齢化率は共にピークを迎え、さらには神奈川の総人口は900万人を下回り、これまで見据えてきた課題がより一層鮮明化していくことが予測される。将来の不確実性が高まる中、社会に潜在する課題をあらかじめ浮き彫りにしていくことが重要である。そのためにも、できる限り将来の展望や課題を明らかにし、長期的なビジョンを県民と共有する必要がある。
- こうしたことから、これまで掲げてきた「いのち輝くマグネット神奈川」の理念を継承し、2025年よりもさらに先を見据えて「基本構想」を見直すとともに、政策を着実に実行するための新たな「実施計画」を策定するものとする。

## 2 経緯

- 令和5年3月28日に「かながわグランドデザイン 第3期実施計画点検報告書」を公表した。
- 令和5年4月17日に総合計画の策定等について、神奈川県総合計画審議会会長に諮問した。
- 令和5年6月8日に開催した神奈川県総合計画審議会で、「新たな総合計画の策定基本方針（案）」（別紙）について審議し、了承された。

### 3 計画策定の基本的考え方

#### (1) 「基本構想」の見直し

##### ア 目標年次

「基本構想」が展望する目標年次は、2040年頃とする。

##### イ 計画の内容

「基本構想」は、2040年の神奈川のめざす姿を示す「基本目標」及び、その実現に向けて県が取り組む「政策の基本方向」を中心に構成する。

#### (2) 新たな「実施計画」の策定

##### ア 目標年次

新たな「実施計画」の計画期間は、2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間とする。

##### イ 計画の内容

実施計画は「主要施策」及び「プロジェクト」を中心に構成する。  
実施計画には、数値目標を設定する。

### 4 計画策定の手法

計画の策定に当たっては、骨子、素案、案など策定の各段階で、総合計画審議会において審議いただくとともに、県議会へその内容を報告する。また、県民との意見交換の場も活用しながら、県民や市町村の意見、提言を幅広く聴取し、県民の目線を反映していく。その際、障がい者、子ども、外国人など意見表明に配慮が求められる方への対応に留意する。

### 5 今後の予定

令和5年7月 県民意見募集の実施

9月 第3回県議会定例会へ「基本構想 骨子」(案)、  
「実施計画 骨子」(案)の報告

10月 県民意見募集の実施

12月 第3回県議会定例会へ「基本構想 素案」(案)、  
「実施計画 素案」(案)の報告、県民意見募集の実施

令和6年2月 第1回県議会定例会へ「基本構想 議案」の提出、  
「実施計画(案)」の報告

3月 「基本構想」及び「実施計画」の決定

## 新たな総合計画の策定基本方針（案）

### 1 趣 旨

県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、2012(平成 24)年に「かながわグランドデザイン基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、神奈川の人口が減少に転じていることが予測される 2025 年を見据え、基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けて、超高齢社会や将来到来する人口減少社会をはじめとする様々な課題への対応を着実に進めてきた。

そうした中、今日では、神奈川においても明らかに人口減少局面に入り、超高齢社会や本格的な人口減少社会の到来など予測していた社会が現実のものとして訪れ始めている。さらに、世界中に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化など、予測し得なかった事態にも直面し、神奈川をとりまく社会環境は大きく変化した。

今後、2040 年頃には団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となり、神奈川の高齢者数と高齢化率は共にピークを迎え、さらには神奈川の総人口は 900 万人を下回り、これまで見据えてきた課題がより一層鮮明化していくことが予測される。

未来の姿をつぶさに見通すことは難しくなっているが、想定し得ない事態が生じた場合でも、その影響を最小限に抑えることが求められる。例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、経済的困窮や社会的孤立などに陥るリスクが急速に顕在化し、より深刻な課題として再認識された。将来の不確実性が高まる中、これらのような社会に潜在する課題をあらかじめ浮き彫りにしていくことが重要である。そのためにも、できる限り将来の展望や課題を明らかにし、長期的なビジョンを県民と共有する必要がある。

こうしたことから、これまで掲げてきた「いのち輝くマグネット神奈川」の理念を継承し、2025 年よりもさらに先を見据えて「基本構想」を見直すとともに、政策を着実に実行するための新たな「実施計画」を策定するものとする。

### 2 計画策定の基本的考え方

#### (1) 計画の構成

新たな総合計画は、「基本構想」及び「実施計画」により構成する。

#### (2) 「基本構想」の見直し

##### ア 目標年次

「基本構想」が展望する目標年次は、2040 年頃とする。

##### イ 計画の内容

「基本構想」は、2040 年の神奈川のめざす姿を示す「基本目標」及び、その実現に向けて県が取り組む「政策の基本方向」を中心に構成する。

##### (ア) 基本目標

県政の基本理念を示すとともに、その基本理念の下で実現をめざす神奈川の将来像を示す。

##### (イ) 政策の基本方向

県の政策展開に当たって基本に据える視点を軸として構成する。

## ウ 点検の結果を踏まえた課題

「かながわグランドデザイン第3期実施計画 点検報告書」（2023年3月）で取りまとめた点検結果を踏まえ、次の課題認識に基づき、検討を進める。

### (7) 少子高齢社会、人口減少社会への対応

少子高齢化が進み、神奈川も人口減少局面に入ったものと考えられる中、くらしや経済活動を支えてきた社会のしくみや基盤の維持が困難となっていくため、子育て支援や人を呼び込む地域づくりなど人口減少を少しでも緩和するための取り組みや、将来の人口構造を踏まえた社会システムの再構築が求められている。こうしたことから、年齢、性別、国籍、障がいなどにかかわらず、誰もが多様な個性を発揮して、不安を抱えずにくらし、活躍できる環境づくりに注力することで、県民一人ひとりの持つ力が新たな可能性を生み出していき、質的に豊かな社会を形成する必要がある。

#### (イ) 予測が困難な時代への対応

新興感染症の再来や国際情勢の不安定化など、予測が難しく先の見えない時代にあって、あらかじめ社会に潜在する課題を浮き彫りにし、想定し得ない事態が生じた際の影響を最小限に抑えていくことが求められている。こうしたことから、NPOや地域、企業など多様な強みを持つ主体の力を結集し、多彩な人材が集まる神奈川ならではの支え合いによって課題を克服していく必要がある。

#### (ロ) 神奈川の特徴を生かしたまちづくり

デジタル化、グローバル化など時代が激しく変動し、脱炭素化への対応も迫られる中、将来を見据えた「まち」の創造や社会のしくみの構築が求められている。県民のくらしに溶け込む自然環境や歴史・文化、地域産業など、神奈川の多彩な魅力に共感する多様な人々の気持ちを大切にしながら「まちづくり」のビジョンを県民と共につくり、また時代のニーズを的確にとらえた政策を共につくっていく必要がある。

## (3) 新たな「実施計画」の策定

### ア 計画期間

新たな「実施計画」の計画期間は、2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間とする。

### イ 計画の内容

実施計画は「主要施策」及び「プロジェクト」を中心に構成する。実施計画には、数値目標を設定する。

#### (7) 主要施策

県の政策の全体像を総合的・包括的に表す「主要施策」を示す。

#### (イ) プロジェクト

「主要施策」のうち、重点的に推進する施策を「プロジェクト」として示す。

## ウ 点検の結果を踏まえた課題

「かながわグランドデザイン第3期実施計画 点検報告書」(2023年3月)で取りまとめた点検結果を踏まえ、次の課題認識に基づき、検討を進める。

- ・多様化・複雑化する課題に対応するため、分野横断的な視点で政策を取りまとめるとともに、多様な主体との協働・連携を図る必要がある。
- ・限られた財源や人材を有効に活用するため、政策目的への寄与度や、緊急性などの観点に留意しながら、施策を重点的に推進する必要がある。
- ・各地域の特性や課題の違いに留意しつつ、県民のニーズや期待度が高く、県民生活に直結する施策を着実に推進する必要がある。
- ・新たな経済的、社会的価値の創出を促進するため、これまでの考え方や発想にとらわれることなく、積極的な姿勢で政策を構築する必要がある。
- ・デジタル分野をはじめとする新たな技術を活用し、より適切な手法で事業を展開するとともに、業務の効率化を図り、持続可能な行政運営を実現する必要がある。

## 3 計画策定の手法

計画の策定に当たっては、骨子、素案、案など策定の各段階で、総合計画審議会において審議いただくとともに、県議会へその内容を報告する。また、県民との意見交換の場も活用しながら、県民や市町村の意見、提言を幅広く聴取し、県民の目線を反映していく。その際、障がい者、子ども、外国人など意見表明に配慮が求められる方への対応に留意する。

### (1) 県民や市町村の意見の反映

計画の策定等に向けて、県民や市町村の意見、提言を幅広く聴取し、意見を反映するための対応は、次のとおりとする。

#### ア 県民参加

パブリック・コメントのほか、各局等の所管する各種審議会における意見の把握、関係団体等からの聴取など、様々な機会を活用し、幅広く県民の意見を聴取する。

#### イ 市町村参加

各種会議などの場を活用し、県の考え方を十分に説明するとともに、文書による意見照会など様々な機会を設け、幅広く市町村の意見を聴取する。

### (2) 計画策定の体制

計画策定の作業を円滑に進めるための体制は、次のとおりとする。

#### ア 総合計画審議会

新たな総合計画の策定に関する基本的な事項は、総合計画審議会において調査・審議を行う。また、専門的な事項については、計画推進評価部会・計画策定専門部会において調査検討を行う。

#### イ 庁内の推進体制

基本的な事項等についての総合調整及び審議は、全庁横断的な議論の場である政策レビュー等において行う。また、連絡調整は企画調整会議等を通じて行い、策定等の作業は関係各局が連携して進め、政策局が全体を取りまとめる。

#### 4 スケジュール

令和5年	6月～ 8月	第2回県議会定例会へ「基本方針」(案)の報告 県民意見募集の実施
令和6年	9月～ 1月	第3回県議会定例会へ「基本構想 骨子」(案)、 「実施計画 骨子」(案)の報告 県民意見募集の実施
		第3回県議会定例会へ「基本構想 素案」(案)、 「実施計画 素案」(案)の報告 県民意見募集の実施
	2月～ 3月	第1回県議会定例会へ「基本構想 議案」の提出、 「実施計画」(案)の報告
		「基本構想」及び「実施計画」の決定



## Ⅱ 令和4年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について

### 1 調査の概要

県教育委員会では、県立学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組の一環として、県立学校の生徒及び教職員を対象とした令和4年度アンケート調査(第1回・第2回)を実施した。

#### (1) 調査の目的

ア 県立学校生徒のセクハラに対する理解を深めるとともに、県立学校におけるセクハラの実態を把握し、被害に対応する。

イ 教職員及び生徒の注意を喚起し、セクハラ防止意識の向上を図るとともに、セクハラ行為の防止を図る。

#### (2) 調査対象等

##### ア 調査対象

(ア) 県立高等学校(全課程)138校、県立中等教育学校(後期課程)2校、県立特別支援学校(高等部)29校の全ての生徒及び教職員(外部指導者を含む)。

(イ) 調査対象人数は、生徒約118,400人、教職員等約15,900人

##### イ 調査内容

(ア) 生徒自身が受けたセクハラ及びその被害に対する具体的な対応等

(イ) 他の生徒が被害を受けたことを見たり、被害を受けた生徒から直接相談されたりしたセクハラ及びその被害に対する具体的な対応等

(ウ) 学校生活以外でセクハラについて、悩んでいたたり、困っていたりする事

(エ) 教職員が生徒に対して行ったセクハラについての、自己申告又は他の教職員による目撃情報(第2回のみ実施)

##### ウ 調査方法

(ア) 生徒を対象とした調査

全生徒に対し、学校を通じて、アンケート回答用のURL及び二次元バーコードを記載した「調査のお願い」を配付し、各生徒は、自宅等でパソコン、スマートフォンなどから回答

第2回については、上記に加え、学校を通じて「回答用紙」を配付し、県教育委員会に郵送する回答方法も実施(ともに無記名可)

(イ) 教職員等を対象とした調査(第2回のみ実施)

全教職員に対し、「調査用紙」を配付し、自身及び他の教職員のセクハラについて該当のある場合は、記名の上、具体的内容を記載して校長又は校長が指定した者に提出

エ 調査対象期間

第1回 令和4年4月1日から令和4年7月31日まで

第2回 令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

(7月31日以前の内容も回答可)

教職員については、令和4年4月から令和5年1月調査時点まで

2 調査の結果

生徒を対象とした調査

(1) 回答状況

回答件数 197件(内訳：男子56件 女子116件 不明25件)

〔 第1回 140件(内訳：男子36件 女子 88件 不明16件)  
第2回 57件(内訳：男子20件 女子 28件 不明9件) 〕

(2) 回答の内訳

回答内容	件数	第1回	第2回
自分自身が被害を受けた	72件	41件	31件
他の生徒が被害を受けた	63件	46件	17件
学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいたり、困っていたりすることがある	62件	53件	9件
計	197件	140件	57件

(3) 自分自身が被害を受けたという回答のセクハラの実行者

セクハラの実行者	件数	第1回	第2回
先生	37件	19件	18件
生徒	32件	21件	11件
部活動の指導者(顧問の先生以外)	3件	1件	2件
その他	0件	0件	0件
計	72件	41件	31件

## (4) 自分自身が被害を受けたという回答の被害内容（複数回答可）

被害の内容	件数	第1回	第2回
性的なからかいや冗談などを言われた	25件	11件	14件
必要もないのに体を触られた	24件	11件	13件
携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた	8件	6件	2件
着替え中に部屋に入ってきた	8件	5件	3件
「女(男)にはまかせられない」「男(女)らしくない」など性別により決めつけられた	7件	4件	3件
キスや性的な関係を求められた	3件	1件	2件
携帯電話などで性的なメッセージや画像を送るよう迫られた	1件	0件	1件
その他	25件	16件	9件
計	延べ 101件	延べ 54件	延べ 47件

## (5) 「学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいたたり、困っていたりするところがある」という回答の記述内容の分類

内容	件数	第1回	第2回
痴漢	14件	14件	0件
過去の被害	7件	6件	1件
不審者	6件	5件	1件
アルバイト先での被害	5件	4件	1件
家族や校外の友人等からの被害	5件	4件	1件
性別による決めつけ	4件	4件	0件
ネットによる被害	4件	3件	1件
セクハラへの不安	3件	3件	0件
盗撮	3件	2件	1件
性的なからかい	2件	2件	0件
その他	9件	6件	3件
計	62件	53件	9件

(6) 回答に対する対応等

被害を受けたというすべての回答について、県教育委員会行政課から当該校の校長に対して回答内容を伝え、事実確認等の調査を依頼した。

調査の結果、教員による行為28件(19人)が確認された。その内容については、男性教員が男子生徒に対して「イケメンだね」などと言ったもの、熱中症を「ねーちゅうしよう」と言ったもの、服装指導の際に身体に触れたもの、体育の授業前後の更衣中に教員が授業準備等のために教室に入室したものなどであった。

校長は、調査結果を行政課に報告するとともに、結果を踏まえ、加害教職員が判明した場合は、当該教職員に直接指導するなどし、判明しなかった場合でも、教職員全体や生徒に対する注意喚起等の措置を講じた。

教職員等を対象とした調査

(1) 回答状況

回答件数 8校13件 (校種内訳：高等学校8校)

(2) 回答の内訳

回答内容	件数
他教職員からの目撃情報等	11件
本人の申告	2件

(3) セクハラと言動の内容(記述内容の分類)

内容	件数
生徒との距離感の近さ(物理的、接し方)	5件
必要のない身体接触	3件
不適切な指導方法(面談場所、一対一の指導)	2件
性的なからかいや冗談	1件
体型等についての発言	1件
露出の多い服装	1件
計	13件

#### (4) 回答に対する対応等

すべての回答について、行政課から当該校の校長に事実確認等の調査を依頼した。

調査の結果、13件(9人)の教員による行為が確認された。その内容については、授業中の指導における女子生徒との距離が近いというもの、ウエイトトレーニングの指導で生徒の両膝に触れたもの、ケガをして保健室に来室した生徒の肩に触れたものなどであった。

校長は、調査結果を行政課に報告するとともに、当該教職員に対する指導等の措置を講じた。

### 3 総括

- 生徒を対象とした調査の設問内容を見直して、学校生活におけるセクハラとそうでないものを区別して把握できるようにしたことで、調査の精度が上がったと考えている。また、被害を受けた時間や場所、具体的な被害の内容について、より詳細に把握できるようにしたことで、事案の特定や被害への対応を適切に行うことができた。
- 「自分自身が被害を受けてどうしたか」の回答について、「友だち、家族など身近な人に相談した」「先生や窓口に相談した」「相手に伝えた」等、何らかの対応をした割合の合計は74%(前年度42%)で、「何もしなかった」の割合26%(前年度58%)を上回った。啓発や相談窓口の周知の成果と捉えている。
- 「他の生徒が被害を受けた」の回答の割合が全体の47%(前年度49%)であること、及び、「学校生活以外でのセクハラについて悩んだり困ったりしていること」の回答が62件あることなどからも、生徒のセクハラに対する意識の向上が見て取れる。

### 4 今後の対応

- 教職員によるセクハラの根絶に向けて、セクハラについての教職員の意識の一層の向上を図る必要があることから、調査の結果を踏まえて、生徒がどのような言動をセクハラと捉えているのかを具体的に示し、注意を促していく。
- 生徒間のセクハラ及び、学校生活以外でのセクハラ被害についての回答もあることから、生徒への啓発、相談窓口の周知を図っていく。
- 性別役割分業意識や性別にかかわる無意識の偏見等についての啓発も含め、生徒・教職員双方に対する人権教育を進めていく。

※調査結果の詳細(教職員の調査結果を除く)と調査資料は参考資料2のとおり

### Ⅲ 栄養教諭の配置拡充について

#### 1 これまでの経過

- ・ 本県では、平成 17 年度以降、栄養教諭免許状を持つ学校栄養職員の栄養教諭への任用替えを進めてきた。
- ・ 令和 5 年 3 月策定の「神奈川県第 4 次食育推進計画」に栄養教諭の配置拡充を位置付けた。
- ・ 現在は義務標準法に基づき、政令市を除く市町村立小中学校に必要な 183 名のうち、91 名が栄養教諭、92 名が学校栄養職員となっている。

#### 2 配置拡充により期待される効果

- ・ 栄養教諭を中核として、学校の教育活動全体での食育の取組の推進が図られる。
- ・ 肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導を行う上で、栄養教諭の専門性が必要であり、相談指導の充実が図られる。

#### 3 配置拡充に向けた手法

##### (1) 栄養教諭免許状認定講習の実施

栄養教諭免許状を持たない学校栄養職員の免許取得を促進するため、栄養教諭免許状認定講習を開設し、任用替えを積極的に進める。

##### (2) 栄養教諭の新規採用の開始

学校栄養職員の採用は、令和 7 年度までとし、8 年度からは、栄養教諭の採用に切り替える。

#### 4 今後のスケジュール

令和 5 年 7 月 栄養教諭の新規採用開始に係る周知

令和 6 年～ 栄養教諭免許状認定講習の実施（2 カ年実施予定）

令和 7 年 学校栄養職員の採用終了、栄養教諭採用試験の開始

令和 8 年 栄養教諭の採用開始

#### IV 神奈川県における部活動の地域移行に係る方針（仮称）（素案）について

##### 1 趣旨

国が作成した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、各都道府県は、休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた方針等を示すこととされている。

当該方針等の作成に当たり、行政やスポーツ・文化芸術活動等に関わる関係者等から意見を聴取するため、「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会」（以下「検討会」という。）を設置した。

検討会での意見聴取を経て、「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）（素案）」（以下「方針素案」という。）を取りまとめた。

##### 2 検討会について

###### (1) 設置目的

令和5年度からの改革推進期間に、県内の市町村及び市町村教育委員会が、地域の実情に沿って公立中学校における部活動の地域移行を段階的に進めていけるよう、県としての方針を定めるに当たり、学識経験者や学校関係者、スポーツ・文化芸術活動等に関わる関係者等の意見を聴取する。

###### (2) 構成員

学識経験者（1名）、中学校部活動関係（2名）、中学校長（1名）、中学校PTA（1名）、職員団体（1名）、市町村行政（教育関係3名、スポーツ関係2名）、スポーツ・文化芸術団体等（7名）の計18名

###### (3) 会議の開催

第1回	令和5年4月	・検討会の役割について ・地域移行に向けた国の取組について ・本県の部活動を取り巻く状況について ・これまでの取組及び令和5年度の取組について ・本県の部活動に関する方針について
第2回	令和5年5月	方針素案について
第3回	令和5年6月	方針素案について

### 3 方針素案の概要

#### (1) 策定の趣旨

国のガイドラインを踏まえ、令和5年度から3年間の改革推進期間に、県内市町村が、その実情に沿って公立中学校における部活動の地域移行を段階的に進めていけるよう、取組の方向性などに関し県として一定の方針を示す。

#### (2) 対象期間

令和5年度から令和7年度までの改革推進期間を対象とする。その後の国の動向を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。

#### (3) 対象

公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。

#### (4) 構成

ア はじめに（方針策定の経緯・趣旨、方針の性格、方針の対象）

イ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

学校数、生徒数、部活動数、部活動に関する生徒のニーズ、部活動指導に係る教員の負担感、スポーツ団体・指導者等の状況、スポーツ・文化施設の設置状況等

ウ 本県における地域移行について

(ア) 基本的な考え方

(イ) 地域移行を進める体制づくり

(ウ) 段階的な地域移行に向けた取組

(エ) 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保

エ 地域移行に向けて

地域移行に向けた様々な選択肢

オ 地域移行に係る事例集



#### 4 今後の予定

令和5年

7月～8月 県民意見募集・市町村意見照会の実施

9月 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係  
る方針（仮称）（案）を文教常任委員会及び国際文化  
観光・スポーツ常任委員会に報告

10月 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係  
る方針（仮称）の策定

## V 令和4年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査結果等について

### 1 令和4年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査結果について

#### (1) 県立学校における体罰調査

学校における体罰根絶に向けた取組の一環として、「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」を実施した。

##### ア 調査の目的

(ア) 県立学校における体罰の実態を把握し、具体的な事案に対しては適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境の整備に努める。

(イ) 各学校において、教職員間の体罰に関する認識を深め、体罰の根絶に向けた取組を更に推進する。

##### イ 調査対象等

(ア) 調査対象者は、高等学校138校、中等教育学校2校、特別支援学校29校のすべての児童・生徒及び保護者、教職員等(外部指導者を含む)

(イ) 調査対象人数は、児童・生徒が約120,700人、教職員等が約15,900人

(ウ) 対象となる体罰は、学校生活全般における教職員等による体罰

##### ウ 調査対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

##### エ 調査方法

(ア) 児童・生徒及び保護者は、パソコン、スマートフォン等から回答するか、学校で配付する回答用紙を県教育委員会に郵送

(イ) 教職員等は、回答用紙に記名の上で校長に提出

##### オ 調査の結果

調査によって把握した体罰事案は1件(高等学校)であった。

###### 【概要】

当該教諭は、ホームルームの時間中、私語をしていた生徒を注意する際、生徒の左足大腿横部分を右足脛で蹴った。当該生徒に負傷はなかった。

(2) 市町村立学校における体罰調査

政令3市を除く県内のすべての市町村教育委員会が、県の実施要項を参考に、各々の方法により体罰の実態把握調査を実施した。

ア 調査対象等

(ア) 調査対象者は、小学校327校、中学校175校、高等学校1校、特別支援学校3校のすべての児童・生徒及び保護者、教職員等

(イ) 調査対象人数は、児童・生徒が約230,100人、教職員等が約17,900人

(ウ) 対象となる体罰は、学校生活全般における教職員等による体罰

イ 調査対象期間

令和4年4月1日から市町村ごとに定めた調査の回答記入日まで

ウ 調査の結果

調査によって把握した体罰事案はなかった。(0件)

## 2 令和4年度の体罰事案の状況

令和4年度の体罰事案は、既に県教育委員会に報告され、対応している事案（県立学校3件、市町村立学校3件）に、今回の体罰調査によって把握した事案（県立学校1件）を加え、合計で7件であった。

### (1) 県立学校

場面	校種	4年度				(参考)	
		高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計	3年度	2年度
授業中		1	0	0	1	4(2)	5
部活動中		1	0	0	1	1	3(2)
特別活動中 (部活動以外)		1(1)	0	0	1(1)	0	0
その他 (昼休み・放課後等)		0	0	1	1	0	1
合計		3(1)	0	1	4(1)	5(2)	9(2)

※ 括弧内の数字は体罰調査で把握した件数(内数)

### (2) 市町村立学校

場面	校種	4年度				(参考)	
		小学校	中学校	高等学校 特別支援学校	合計	3年度	2年度
授業中		2	0	0	2	1	0
部活動中		0	0	0	0	2	1
特別活動中 (部活動以外)		0	0	0	0	1	0
その他 (昼休み・放課後等)		0	1	0	1	0	3
合計		2	1	0	3	4	4

### (3) 総合計

場面	年度	4年度	(参考)	
			3年度	2年度
授業中		3	5(2)	5
部活動中		1	3	4(2)
特別活動中 (部活動以外)		1(1)	1	0
その他 (昼休み・放課後等)		2	0	4
合計		7(1)	9(2)	13(2)

※ 括弧内の数字は体罰調査で把握した件数(内数)

### 3 総括

#### (1) 県立学校

ア 授業中における体罰は前年度の4件から1件に減少した。一方、特別活動中における体罰は0件から1件に、その他（昼休み・放課後等）における体罰は0件から1件に増加した。

イ 調査によって把握した体罰は1件（高等学校）であり、ホームルームの時間中、当該教諭が私語をしていた生徒を注意する際、指導の気持ちが強まり、感情的になって生徒の左足を蹴ったという事案であった。

#### (2) 市町村立学校

部活動中における体罰は前年度の2件から0件に、特別活動中における体罰は1件から0件に減少した。一方、授業中における体罰は1件から2件に、その他（昼休み・放課後等）における体罰は0件から1件に増加した。

### 4 今後の対応

令和4年度の体罰事案は7件となり、今後も体罰の根絶に向けて、継続的に取組を進める必要がある。

各学校では、生徒指導や部活動において、次のとおり、体罰を認めない学校風土づくりに努める。

#### (1) 体罰の未然防止のための環境整備

ア 複数の教職員間で相互チェックが働く体制の整備

イ 管理職による校内の定期的な巡視

ウ 児童・生徒へ校内における相談窓口の周知

#### (2) 体罰防止リーフレットの活用の促進

「体罰防止ガイドライン」のエッセンスを抜粋し、過去の事例を掲載した体罰防止リーフレットを各所属における研修で活用する。

#### (3) 人権教育研修を実施

児童・生徒の人権を尊重した指導及び教職員の指導力の向上のため、教職員の人権感覚を高める研修を実施（管理職以外の教職員からも募集）する。

(4) 部活動指導等における体罰の防止

児童・生徒に対する体罰を根絶するという考えのもと、学校における不祥事防止研修などの各種研修等の場を活用し、体罰の防止に係る教職員の意識啓発を図る。

また、部活動インストラクター等の外部人材による体罰を防止するため、生徒と接触のある外部人材等に対して、生徒対応における留意事項の定期的な周知を行う。

(5) 体罰の根絶に向けた教育局と学校現場の連携

教育局と学校現場が緊密に連携し、体罰及びその疑いがあった場合には、校長等に対し、電話による確認や相談を実施し、必要に応じて訪問指導等を行う。